

(仮称) 統合新病院整備工事設計委託業務プロポーザル審査結果報告

(仮称) 統合新病院整備工事 設計委託業務プロポーザル審査会

令和2年6月4日に開催した(仮称)統合新病院整備工事設計委託業務プロポーザル審査会において、下記のとおり受託候補者を特定したので報告します。

記

1. 経緯

市立伊丹病院(以下「伊丹病院」という)と公立学校共済組合近畿中央病院(以下「近畿中央病院」という)は、令和2年3月に策定した「市立伊丹病院と近畿中央病院の統合再編に係る基本方針」に基づき、大規模災害時における地理的優位性や市内全域からの受診アクセス・救急患者の迅速な搬送などを勘案し、現伊丹病院の敷地を活用し、統合新病院及び健康管理施設を整備することになりました。設計者の選定方法については病院建設の豊富な知識・経験と高度な調整能力・技術力が必要であることから、広く設計提案を求め、その提案内容のほか、実績、能力、適性、価格等を総合的に評価し、最も適した設計者を特定するため、実施要領に基づき、公募型プロポーザルを実施しました。

実施内容	実施期間
公示	令和2年5月 1日(金)
質問回答日	令和2年5月12日(火)
参加表明書等受付期間	令和2年5月18日(月)
書類審査結果通知	令和2年5月20日(水)
企画提案書等受付期間	令和2年5月29日(金)～6月1日(月)
ヒアリング実施日	令和2年6月 4日(木)

2. 審査委員

委員長	市立伊丹病院 病院事業管理者	中田 精三
委員長職務代理	市立伊丹病院 統合新病院整備推進班長	坂本 孝二
委員	公立学校共済組合本部 病院部長	池山 稔美
委員	市立伊丹病院 病院長	飯石 浩康
委員	近畿中央病院 病院長	甲村 英二
委員	市立伊丹病院 副院長	筒井 秀作
委員	近畿中央病院 副院長	上道 知之
委員	市立伊丹病院 看護部長	竹原 三千代
委員	近畿中央病院 看護部長	前田 正美
委員	市立伊丹病院 事務局長	田中 久雄
委員	近畿中央病院 事務部長	竹田 日出紀
委員	市立伊丹病院 事務局参事	野口 隆
委員	伊丹市 都市活力部 都市整備室 営繕課長	宮木 哲男

3. 審査結果

(1) 1次審査（書類審査）

参加表明書のあった1者の参加表明書等の提出書類に基づき参加資格要件を満たしているか確認をしたうえで、配置予定技術者の能力として、保有する資格、同種の業務について厳正に評価しました。

参加事業者名	得点
久米・浦野設計共同体	24点/24点

(2) 2次審査（企画提案書・ヒアリング審査）

評価基準に基づき、5つのテーマに対する企画提案書及び業務実施方針等の提案をもとに、プレゼンテーション及びヒアリング審査を実施し、価格見積書による価格評価点を加えて評価しました。

参加事業者名	得点
久米・浦野設計共同体	63.91点/76点

(3) 総合評価

1次審査及び2次審査の合計を最終評価点とし、プロポーザル実施要領8における「企画提案書等の審査における項目」（3）「受託候補者の特定の要件」を満たしかつ、審査要領10失格事項に該当しないため下記の事業者を受託候補者に特定しました。

順位	参加事業者名	得点
受託候補者	久米・浦野設計共同体	87.91点/100点

(参 考)

(仮称) 統合新病院整備工事設計委託業務に係る公募型プロポーザル 実施要領

8 企画提案書等の審査（3）受託候補者の特定

受託候補者に対しては、「特定通知書」によりその旨を通知します。また、本プロポーザルにおける参加者が1者のみであっても、ヒアリング審査を行い、失格要件に係ることの無く最終評価点が50点以上の場合、受託候補者に特定されます。

受託候補者に特定されなかった事業者に対しては、「非特定通知書」によりその旨を通知します。なお、非特定通知書を受け取った者は、その理由について、次のとおり書面により説明を求めることができます。回答は書面で行うものとします。

10 失格事項

本プロポーザルの提案者又は提出された企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- (1) 企画提案書等の提出方法、提出先、提出期限が、本要領に適合していないとき
- (2) 企画提案書等の作成形式等が、本要領に適合していないとき
- (3) 提案価格（見積額）が、「2 予算限度額」に示した価格（予算限度額）を超過しているとき
- (4) 企画提案書等の提出期限後に見積書の金額を訂正したとき
- (5) 提出書類に虚偽の記載を行ったとき
- (6) プロポーザルの手続きの過程で、「3 参加資格」の規定に抵触することが明らかとなったとき
- (7) ヒアリング審査に出席しなかったとき
- (8) 次のいずれかの行為を行ったとき